

山口県報

平成21年
5月26日
(火曜日)

目 次

告示

保安林の指定（森林整備課）……………

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所
（森林整備課）……………二

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（二件）
（漁港漁場整備課）……………三

周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………四

公告

一般競争入札の実施（税務課）……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（三件）（商政課）……………六

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出（商政課）……………七

土地改良区役員の出出（農村整備課）……………七

土地改良事業の工事の完了の出出（農村整備課）……………八

山口県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

長門市俵山字国木原二五四〇、二五四一の一、二五四二、字堂ノ奥二五四三、二五



四四、二五五一から二五五三まで、字殿名二五五五、二五五六、二五五七の一、二五五八、二五五九の一、二五六〇、五六四二の一、五六四三から五六四九まで、五六五二の一、五六七七の一、五六七八、五六七九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市俵山字堂ノ奥二五四三・二五五二・字殿名二五五五・二五五六・二五五九の一・二五六〇・五六四二の一・五六四三から五六四五まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

阿武郡阿東町大字蔵目喜字梅ヶ久保二の一、字米ヶ迫七の一、字たくも九の一、字後谷二二九八の五、大字生雲中字開作西ヶ輪一七五二の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。

一 保安林の所在場所

長門市三隅上字下り谷一〇六四の九〇、字先陣ヶ浴一六四、字大平一七二、字高吹一七四の五、一七四の六、一七四の二、一七四の九、一七四の二一、一七四の二二、一七四の二八、一七四の三〇、一七四の三八、一七四の四六、三六八八、字喜屋一七四の三九から一七四の四一まで、字南畠中一七四の四二、一七五の二、一七九八の一、一三〇一、四〇八一、字惣金一七四の四三、字滝ヶ迫一七六、一七七七、字指寄ヶ浴二〇八、字大ヶ浴二二〇の四、字石田ヶ浴二二三、字上山洪二二五、一三三〇の一、三六一七から三六二〇まで、三六二三、字山洪二二八、一三三二、一三三六の一、一三三六の二、一三三七、一三三九、一七〇六、三六三五、字山ノ神二二三、一三三九の一、字越峠二二四、一三九四の二、一三五五、一三五六の二、三六九八、三七〇二、字楠一五〇の一、一三五三の二、一三五五の九、字上村二五四、一三五五の五、一三五七、一七二三、三八四七、三八五二、三八五九、字下村二六一、一六二の一、一六三、字明見二六四、一六六八、一六七〇、一六七三、一七二七、三八七九、三八八一、三八八三、三八八七、三八八八、三八九三、字東畠中二八一、一八二二、一七二八、字西畠中三〇九、字釜ヶ浴三三六、一三三六の一、字岡一七〇八の一、一七〇九、三六六七の一、三六六八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。

一 保安林の所在場所

周南市大字四熊字崎山五八九、五九〇、五九〇第一、五九一から五九九まで、字椎木七〇一、七〇四から七一〇まで、字下後口七三二の二六、字瀬戸口七三三から七四〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字四熊字崎山五八九・五九〇・五九〇第一・五九八・五九九・字瀬戸口七三四から七四〇まで(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の要旨

指定施業要件の変更予	保安林として指定	変更に係る指	森林所有者又は登記した権
場所	された目的	定施業要件	利を有する者
萩市大字中小川字カジゲ	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	住所 氏名又は名称
迫五〇三			古屋モトヨ
			の相続人

業 務 内 容	数 量
一 山口県山南沿岸徳山下松港海岸富田地区海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第二工区) (一) 履行場所 周南市古市二丁目から同市温田二丁目までの間 (二) 業務の概要	二の二 字鶴無五 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種 山口市朝田七四八の九 金 大龍 二 通知の内容を掲示した場所 萩市役所 立木の伐採の限度 字鶴無西 山口市朝田七四八の九 金 大龍 字鶴無下 山口市朝田七四八の九 金 大龍 一七四四 立木の伐採の限度 東京都文京区小石川一の三 須郷 知徳 六九三の五 立木の伐採の限度 石川 博文 字大浴一 立木の伐採の限度 須郷 知徳 字入道ケ 立木の伐採の限度 須郷 知徳 浴下一六九七 立木の伐採の限度 須郷 知徳 一六九八 立木の伐採の限度 須郷 知徳 一七三二 立木の伐採の限度 須郷 知徳 一七四四 立木の伐採の限度 須郷 知徳

山口県告示第二百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、山口県山南沿岸徳山下松港海岸富田地区海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十一年五月二十五日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 共同企業体協定書の写し
 - 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
- 山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
- 平成二十一年五月二十六日から同年六月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成 一式

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成二十一年六月二十六日までに発送する。

四 その他
 この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課(電話〇八三一九
 三三―三五六〇)にすること。

山口県告示第二百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定によ
 り、山口県山口市南沿岸富海漁港海岸富海地区海岸橋坂地先海岸等に係る浸水予測区域の
 調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営
 の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに
 当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 山口県山口市南沿岸富海漁港海岸富海地区海岸橋坂地先海岸等に係る浸水予測区域の
 調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 防府市大字富海字橋坂から同大字字新開作までの間
 (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションに よる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で
 構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
 こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
 示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規
 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コ
 ンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ
 ること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十一年五月二十五日ま
 でに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コ
 ンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい
 う。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
 よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年五月二十六日から同年六月四日までの午前九時から午後四時三十分
 まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成二十一年六月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課(電話〇八三一九
 三三―三五六〇)にすること。

山口県告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市
 計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業第一号周南緑地

三 事業施行期間

平成元年十二月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

周南市大字徳山、桜木一丁目及び周陽三丁目



(一七七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

自動車税納税通知書等作成業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成二十一年八月三日から平成二十五年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百

十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。
(五) 平成二十一年五月二十六日から同年七月九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十八年四月一日から平成二十一年五月二十六日までの間に、国、普通地方公共団体又は特別区の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十一年七月八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年七月九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時
平成二十一年七月九日午後二時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十一年六月十七日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十一年六月二十六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三一二八八)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Making automobile tax notices
- (3) Term of the contract: From August 3, 2009 to March 31, 2013
- (4) Delivery place: The place appointed by Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2288)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 8, 2009 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 9, 2009)

(二七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年一月九日山口県公告(六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市農林経済部商工課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年一月九日山口県公告(七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年一月十三日山口県公告(一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ルルサス防府

所在地 防府市栄町一丁目三三

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(一八一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成

二十一年一月九日山口県公告(六)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十一年五月二十六日から同年六月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市農林経済部商工課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(一八二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年五月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
美祿郡美東町土地改良区	理事	堀田 稔	美祿市美東町赤二八五五
	理事	中島 孝	〃 二〇二一番第一地
	理事	石川 孝	美東町大田三四九八
	理事	藤井 洋治	〃 五五三三
	理事	河村 博	美東町綾木二二七八
	理事	井上 洋正	〃 一五七三
	理事	村田 泰弘	美東町長田七七八
	理事	上田 強治	美東町真名二八四〇
	理事	桑原 正彦	美東町絵堂一九九七
	理事	永久 順一	美東町綾木四二九一の一

平成二十一年五月二十六日印刷
 平成二十一年五月二十六日発行

発行人 山口県知事

区	美祢郡美東町土地改良	土地改良区	土地改良区名称	理事の別	氏名	住 所
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	市原 正	阿武郡阿武町大字福田上一三三六
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	中野 稔朗	大字福田下三四
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	佐々木 進	一五五〇の
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	山縣 悟	一七三五
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	田村 謹吾	大字福田上一四六六
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	香川 英雄	大字福田下一五七二の
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	木原 正男	二八八〇
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	木原 英明	二四〇六の
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	田原 肇	三二二七の
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	中野 靖	三三四
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	末舛 俊雄	一六九九
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	高村 泰司	二四三二の
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	堀田 稔	二八五五
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	新家 司一	美東町大田二四六七
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	重枝 正芳	六一五一
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	河村 博	美東町綾木二二七八
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	井上 洋正	一五七三
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	上田 強治	美東町真名二八四〇
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	村田 泰弘	美東町長田七七八
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	桑原 正彦	美東町繪堂一九九七
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	井上 卓韶	美東町真名二一五三の一
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	中野 稔朗	阿武郡阿武町大字福田下三二四
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	末岡 肇	大字福田上一四六八
阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	阿武郡阿武町福田土地改良区	理事	木原 清治	大字福田下二六七八

(一八三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十一年五月二十六日

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期	事務所
萩市	安光地区ため池の整備	平成一九、一、二三	平成二〇、一〇、二九	山口県知事 二井 関成
田原 肇	伊藤 正男	一	二八八〇	三二二七の
山縣 悟	伊藤 豊	三	二二一九	大字福田上一二一九
藤村 俊典	山縣 悟	三	一三四五の	大字福田下一七三五
松田 哲三	中野 靖	三	九五九の二	三三四
中野 靖	末舛 俊雄	三	一六九九	三二二七の
末舛 俊雄	木原 征士	三	三二一八	三二二七の